

ご意見及び国土交通省の考え方

○「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）等の改正について」に関する意見募集の結果について

No.	ご意見	国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	【ホームページ掲載無人航空機 関係】 ・「ホームページ掲載無人航空機」に係る運用を廃止するには、型式認証の取得数から早計ではないか。	本改正を前にして、令和7年3月の審査要領改正により、飛行の安全に影響を及ぼさないと考えられる範囲において、飛行許可承認申請時における提出書類の省略や申請者の自己確認により手続の簡素化が図られております。 航空局として、一部の飛行形態を除いて許可・承認が不要となる、技能証明を受けた者が機体認証を受けた機体を飛行させることが一般的となるよう、各種の制度の見直し等も含めて機体認証及び技能証明の取得を促進してまいります。	無
2	【ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証 関係①】 ・「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用を廃止するには、無人航空機操縦者技能証明の普及状況から早計ではないか。 ・無人航空機操縦者技能証明の利便性も優位性も乏しい。	本改正を前にして、令和7年3月の審査要領改正により、飛行の安全に影響を及ぼさないと考えられる範囲において、飛行許可承認申請時における提出書類の省略や申請者の自己確認により手続の簡素化が図られております。 航空局として、一部の飛行形態を除いて許可・承認が不要となる、技能証明を受けた者が機体認証を受けた機体を飛行させることが一般的となるよう、各種の制度の見直し等も含めて機体認証及び技能証明の取得を促進してまいります。	無
3	【ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証 関係②】 ・ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証の効力は残すべきではないか。	本改正においてホームページ掲載講習団体等が行う技能認証を無効とするわけではございません。 提出書類の一部省略措置を廃止するものではございますが、令和7年3月に、飛行の安全に影響を及ぼさないと考えられる範囲において、提出書類の省略や申請者の自己確認により手続の簡素化が図られております。 本改正後の申請につきましては、既にホームページ掲載講習団体等が行う技能認証を保有していることで、その範囲内において基本要件及び追加要件の知識及び技能に関する適合状況について申請者の自己確認により「適」を選択されることについて問題ございません。	無

4	【改正について】 ・申請が膨大になり処理ができなくなるのではないか。 ・申請の簡略化は行わないのか。 ・令和4年12月の段階で3年後に「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用廃止を予定とされていたが、時期を迎えるにあたり見直しは行わないのか。	飛行許可承認申請における民間技能認証を活用する制度は平成29年4月から行われているものですが、飛行許可承認申請そのものを行わなくて良いとするものではなく、あくまで申請時に資料の一部省略が行えるものであり、本改正に伴う申請の総数は変わらないと思料します。 また本改正を前にして、令和7年3月の審査要領改正により、飛行の安全に影響を及ぼさないと考えられる範囲において、飛行許可承認申請時における提出書類の省略や申請者の自己確認により手続の簡素化を図り、審査においては迅速化を行ってまいりました。	無
5	【説明会について】 パブリックコメント公示期間中に「カテゴリII 飛行に関する許可・承認の審査要領」が改正を予定し説明会を行う旨公表されており、改正が既定路線となっているのは何故。	「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用の廃止については、機体認証制度、無人航空機操縦者技能証明制度導入時に3年後に運用を廃止するとして公表しておりました。 廃止にあたっては、令和7年3月の審査要領改正による申請手続きの簡素化・迅速化の措置を講じております。 開催しました説明会につきましては、改正案及び今後の予定をお伝えする意図で開催しています。	無
6	業務行うものは広域で動いているので、これまでの書類と同じく【日本全国】【〇〇県】といったものにしてもらいたい。	飛行経路の特定要否や包括申請手続きについては、本改正において変更ございません。	無
7	ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証の「危険物の輸送」「物件投下」の飛行形態については、廃止に伴い基本飛行の資格に含まれる認識でよい。	「基本飛行の資格」が無人航空機操縦者技能証明（いずれの限定解除も行っていないもの）を指すものとして回答いたします。 無人航空機操縦者技能証明（いずれの限定解除も行っていないもの）に「危険物の輸送※1」「物件投下※2」は含まれません。 なお、改正後の申請につきましては、既に保有しているホームページ掲載講習団体等が行う技能認証に含まれる飛行形態に応じた追加要件の適合状況について申請者の自己確認により「適」を選択されることについて問題ございません。 ※1 航空法第132条の86第2項第5号 ※2 航空法第132条の86第2項第6号	無

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ 同様の意見については、適宜集約しています。